

令和8年度甲府市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱

令和8年4月1日

企第4号

(趣旨)

第1 この要綱は、理想の子どもの数を実現できる住環境を整備するため、新婚世帯及び子育て世帯を対象に、子育てに伴う新生活を経済的に支援することにより、本市における少子化対策の推進及び若者の定住促進を図ることを目的とし、新婚世帯及び子育て世帯に対し住居費及び引越費用の一部を予算の範囲内において補助することに関し、甲府市補助金等交付規則(昭和38年11月規則第50号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 次に掲げる要件を全て満たす世帯とする。

ア 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦がいる世帯

イ 交付決定年度内に出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育している(妊娠中を含む。)世帯

ウ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

エ 世帯全体の所得が500万円未満の世帯

(2) 子育て世帯 次に掲げる要件を全て満たす世帯とする。

ア 婚姻後5年以内の世帯(令和3年4月1日から令和7年12月31日までの間に、婚姻届を提出した又は受理された夫婦がいる世帯をいう。)

イ 交付決定年度内に、出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育している(妊娠中を含む。)世帯

ウ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

エ 世帯全体の所得が500万円未満の世帯

(3) 住居費 令和8年4月1日以降に市内に自己の居住の用に供する住宅を取得又はリフォームする際に要した費用のうち、当該補助金の交付申請時までに支払いがなされている当該住宅の購入費(土地代を除く。)、リフォーム費用(住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用)をいう。

(4) 引越費用 子育てを機に市内に自己の居住の用に供する住宅を取得又はリフォームした住宅へ引越をするために要した費用のうち、引越業者又は

運送業者に支払った費用をいう。

(補助の対象となる世帯)

第3 補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 第2第1号に規定する新婚世帯又は第2号に規定する子育て世帯であること。この場合において、第2第1号エ及び第2号エの所得については、申請日において取得できる最新年度の所得証明書をもとに、世帯全員の所得を合算した額が500万円未満であることとし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除して算出した額が500万円未満であることとする。
- (2) 申請日において、本市の住民基本台帳に記録されている夫婦及び子の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。
- (3) 申請日より10年以上継続して本市に居住する意思があること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (6) 世帯のいずれも甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 夫婦の一方又は双方が過去に、子育て世帯住宅取得支援事業に係る補助を受給していないこと。

(補助金の額等)

第4 補助金の額は、子育てに伴い新生活を始めるに当たり必要な住居費及び引越費用であって、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った額とし、その補助額の上限は、別表の補助区分及び対象世帯に応じ、補助額に定める額とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度甲府市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和9年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（本籍地が甲府市でない者に限る。）

- (2) 所得証明書（甲府市において確認できない者に限る。）
- (3) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類の写し（現に貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。）
- (4) 住宅の売買契約書及びその支払いを証する領収書等の写し
- (5) 住宅リフォームの請負契約書及びその支払いを証する領収書等の写し
- (6) 引越費用を支払ったことを証する領収書等の写し
- (7) 誓約書兼同意書（第2号様式）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和8年度甲府市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第7 第6の規定による交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請の内容について変更が生じたときは、速やかに令和8年度甲府市子育て世帯住宅取得支援事業補助金変更交付申請書（第4号様式）に、当該変更に係る書類又はその写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和8年度甲府市子育て世帯住宅取得支援事業補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、令和8年度甲府市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定内容その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、令和8年度甲府市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第10 市長は、第9の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還の請求は、令和8年度甲府市子育て世帯住宅取得支援事業補助金返還通知書(第8号様式)により行うものとする。

(財産の処分の制限)

第11 交付決定者は、補助金の交付を受けた住宅の処分について、当該住宅を取得又は改修した日から起算して10年間は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡又は貸し付けに供してはならない。

2 交付決定者は、前項の財産を処分しようとするときは、あらかじめ令和8年度甲府市子育て世帯住宅取得支援事業補助金財産処分承認申請書(第9号様式)を提出して市長の承認を受けなければならない。

(報告の求め)

第12 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにされた第5の規定による申請に係る第6から第12までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

(別表)

| 補助区分 | 対象世帯 | 補助額 | |
|---|-------|----------------------------|--------------------|
| 新築住宅 (新築住宅取得費用、新築住宅への引越費用) | 子育て世帯 | (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 | 1世帯あたり 600,000円 |
| | | (2) 上記(1)以外の世帯 | 1世帯あたり 300,000円 |
| 既存住宅 ・リフォーム (既存住宅取得費用、リフォーム費用、既存住宅への引越費用) | 子育て世帯 | (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 | 1世帯あたり 900,000円 |
| | | (2) 上記(1)以外の世帯 | 1世帯あたり 600,000円 |
| | 新婚世帯 | (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 | 1世帯あたり 300,000円 |
| | | (2) 上記(1)以外の世帯 | 1世帯あたり 300,000円 |

備考 国や地方公共団体から助成金及び補助金の交付を受けており、対象となる住居費及び引越費用から助成金及び補助金の交付額を控除した額が上記補助額より少ない場合は、その額を補助額の上限とする。